

平成 2 1 年度

石川県健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

石川県監査委員

石 監 査 第 2 9 3 号
平成 2 2 年 8 月 3 1 日

石 川 県 知 事 谷 本 正 憲 様

石川県監査委員	中 村 勲
同	北 村 繁 盛
同	東 方 俊 一 郎
同	喜 田 羊 支 子

平成 2 1 年度決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）
第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 2 1 年
度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる
事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める、平成21年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

2 審査の方法

審査に当たっては、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類の調査照合を行うとともに、関係部局から説明を聴取し、併せて決算審査及び定期監査の結果も参考にして審査した。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

○健全化判断比率

（単位：％）

	平成21年度決算	平成20年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	3.75	5
連結実質赤字比率	—	—	8.75	25
実質公債費比率	15.4	14.4	25	35
将来負担比率	263.4	270.7	400	

（注）実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、「—」と表示した。

○資金不足比率

（単位：％）

区分	会計名	平成21年度決算	平成20年度決算	経営健全化基準
地方公営 企業法非 適用企業	流域下水道特別会計	—	—	20
	港湾整備特別会計	—	—	
地方公営 企業法 適用企業	中央病院事業会計	—	—	
	高松病院事業会計	—	—	
	港湾土地造成事業会計	—	—	
	電気事業会計	—	—	
	水道用水供給事業会計	—	—	

（注）資金不足額が生じていないため、「—」と表示した。

2 審査の意見

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、全会計を通じて黒字であり、実質赤字が生じていないことから、健全な段階にあることが確認された。

また、実質公債費比率については、前年度を1.0ポイント上回る15.4%、将来負担比率については、前年度を7.3ポイント下回る263.4%と、両数値とも早期健全化基準を下回っており、健全な段階にあることが確認された。

さらに、公営企業に係る資金不足比率については、いずれの会計も黒字であり、資金不足は生じていないことから、経営が健全な段階にあることが確認された。

一般会計の実質収支が黒字となっているのは、財政調整基金と減債基金を合わせて35億円取り崩したことなどによるものである。

また、県債残高の増嵩に伴い、公債費負担が年々増加しているところであり、歳入面においても、現下の経済は、厳しい状況から脱しきれない一方で円高が進行し、先行きに不透明感が増しており、税込確保等について、厳しい局面が続くものと見込まれるところである。

こうした中、本県は、「行財政改革大綱2007」に基づき、県債残高の抑制及び基金残高の確保を基本に、歳入の確保、定員の適正化計画の見直しと職員費の削減等を掲げているところであり、実質公債費比率18%超えを回避する対策として、平成21年度から3か年計画で、県債の繰上償還を開始したところであるが、県財政を取り巻く現下の厳しい状況に鑑み、平成22年度において、1年前倒しして実施するとしている大綱の見直しをしっかりと行うとともに、進行管理と評価を徹底するなど、自立的かつ持続可能で強固な財政基盤の確立に努められたい。